

危険運転致死傷罪等の改正の経緯

刑法の一部を改正する法律（平成13年法律第138号）

【平成13年12月25日施行】

- 次の行為によって人を死傷させる行為を対象とする危険運転致死傷罪を創設（刑法第208条の2。法定刑は、致傷の場合10年以下の懲役、致死の場合1年以上の有期懲役）
 - ・ アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
 - ・ その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為
 - ・ その進行を制御する技能を有しないで自動車を走行させる行為
 - ・ 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入し、その他通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為
 - ・ 赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

刑法等の一部を改正する法律（平成16年法律第156号）

【平成17年1月1日施行】

- 有期懲役の上限を20年に引き上げ（危険運転致死罪の刑の上限が懲役20年に）
- 危険運転致傷罪の法定刑を15年以下の懲役に引き上げ

刑法の一部を改正する法律（平成19年法律第54号）

【平成19年6月12日施行】

- 自動車運転過失致死傷罪を創設（刑法第211条第2項。法定刑は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金）

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）

【平成26年5月20日施行】

- 刑法第208条の2において規定されていた類型に、
 - ・ 通行禁止道路を進行し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為を追加し、危険運転致死傷罪として、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（以下「自動車運転死傷処罰法」という。）第2条に規定（法定刑は、致傷の場合15年以下の懲役、致死の場合1年以上の有期懲役）
- 法定刑の軽い危険運転致死傷罪として同法第3条の罪を創設（法定刑は、致傷の場合12年以下の懲役、致死の場合15年以下の懲役）
- アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が、過失によって人を死傷させた場合に、アルコール又は薬物の影響の有無及び程度の発覚を免れるべき行為をしたときの罰則として、同法第4条の罪を創設（法定刑は、12年以下の懲役）
- 過失運転致死傷罪を同法第5条に規定
- 同法第2条から第5条までの罪について、無免許運転である場合の加重規定を創設

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第47号）

【令和2年7月2日施行】

- 危険運転致死傷罪（自動車運転死傷処罰法第2条）に次の類型を追加
 - ・ 車の通行を妨害する目的で、走行中の車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為（同条第5号）
 - ・ 高速自動車国道等において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為（同条第6号）